

平成29年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 次 第

○日時 平成30年2月20日（火）
午後1時30分～午後3時
○会場 宇都宮市役所14階
14A会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長選出

5 議事

一般廃棄物処理計画における平成29年度の実績及び平成30年度「実施計画」
の策定について

6 その他

7 閉会

【配付資料】

一般廃棄物処理計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	資料1
ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・・・・・	資料2-1
ごみ・資源物の排出状況等・・・・・・・・・・・・・・・・	参考資料1
主なごみと資源物の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	参考資料2
ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等・・・・・・・・	別紙1
生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について・・・・・・・・	資料2-2
生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等・・・・・・・・	別紙2
平成29年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)・・・・・・・・	別冊

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

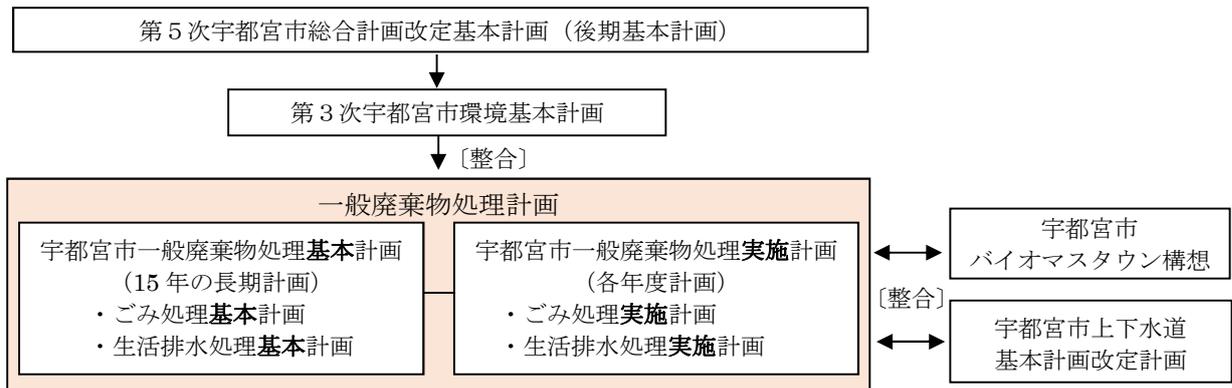
No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	金子 武蔵	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	駒場 昭夫	宇都宮市議会議員	
3	塚原 毅繁	宇都宮市議会議員	
4	山崎 昌子	宇都宮市議会議員	
5	渡辺 通子	宇都宮市議会議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	②学識経験者
7	山下 裕介	作新学院大学准教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③各種団体代表者
9	枝野 悦子	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会計	
10	大金 勇夫	宇都宮市自治会連合会副会長	
11	伴 マサ	宇都宮市消費者友の会副会長	
12	安部 博士	株式会社ヨークベニマル御幸ヶ原店店長	④事業者
13	石島 孝夫	株式会社かましん総務部長	
14	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	
15	山田 修嗣	公益社団法人宇都宮青年会議所副理事長	
16	山室 正志	株式会社東武宇都宮百貨店総務部長	
17	清本 龍司	宇都宮興産株式会社代表取締役	⑤廃棄物処理業者
18	熊本 範章	いずみ産業株式会社代表取締役専務	
19	大八木 延子	市民公募	⑥公募委員
20	小池 貞雄	市民公募	

一般廃棄物処理計画について

1 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」とから成る）。

【計画の位置付け】



(1) 基本計画の性質

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）】

ア 計画期間

平成28年度から平成42年度までの15か年

イ 策定期期

5年ごと

(2) 実施計画の性質

- ・ 前年度の施策事業の取組状況及び評価を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの
- ・ また、同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し、生活排水を適正に処理するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（平成30年度計画）】

ア 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

イ 策定期期

2月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等・生活排水処理施設の整備状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制

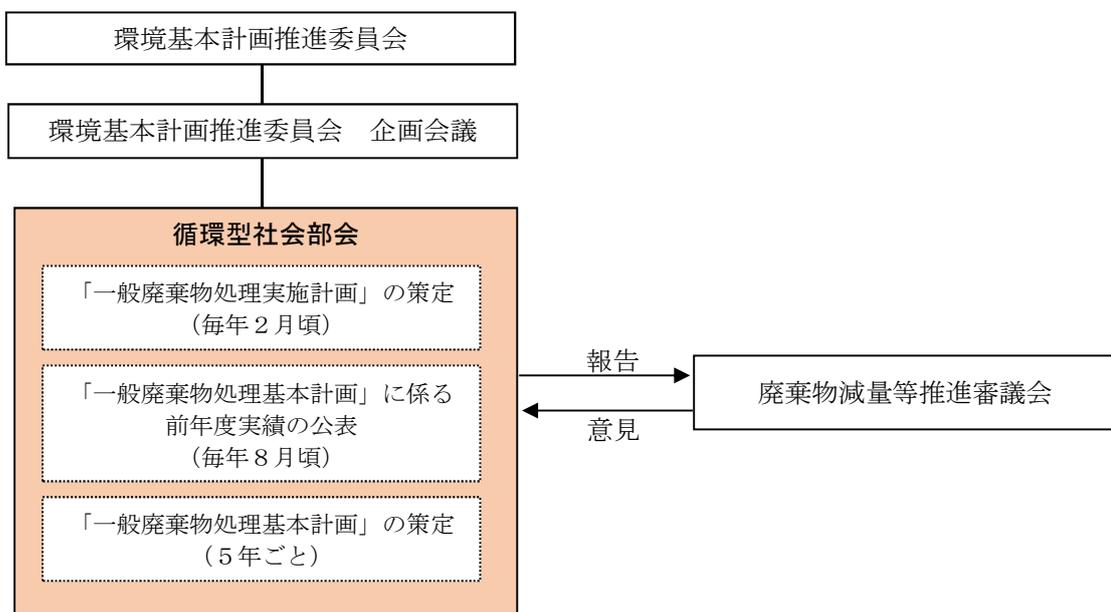
2 推進体制

(1) 庁内

- ・ 環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、部局横断的な組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として、「循環型社会部会」を設置
- ・ 「循環型社会部会」において、環境基本計画の廃棄物分野（ごみの発生抑制及び資源循環利用の推進）に関すること、一般廃棄物処理計画に関することを所掌

(2) 庁外

計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行うため、学識経験者や各種団体代表者、事業者等からなる「廃棄物減量等推進審議会」を設置



ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

◎ 趣旨

ごみ処理基本計画（平成28～42年度）の短期目標（平成32年度）達成に向けた取組状況及び平成30年度ごみ処理実施計画における取組内容について協議するもの

1 基本指標に対する取組状況・・・参考資料1 参考資料2参照

(1)【基本指標1】一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g/人・日）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	548	543	539	535	532	530
実績値	552	556	552	*555			
目標値との差 (達成度)	—	+8 (98.6%)	+9 (98.4%)	+16 (97.1%)			

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は増加傾向にあり、平成29年度における目標値の達成は困難な見込みとなっている。

〈考察〉

- ・ 焼却ごみの中に含まれる「もったいない生ごみ（食品ロス）」の割合が増加傾向にあり（H25：約20%⇒H28：約34%）、家庭系焼却ごみが微増したものと考えられる。
- ・ 焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は減少傾向にある（H25：約32%⇒H28：約18%）が、プラスチック製容器包装の混入が多いことから、正しい分別方法に関する理解が徹底されていないものと考えられる。
- ・ 自治会等における「分別講習会」参加者へのアンケート結果では、分別に係る協力度は高いものの、分別等に関する情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人数が増加傾向にあることや、超高齢化に伴い、在宅介護に関連するごみが増加していることなど、社会環境の変化による影響が考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ 「もったいない生ごみ（食品ロス）」については、焼却ごみの中で一定の割合を占めており、発生抑制に取り組むことで減量効果が見込めることから、「もったいない残しま10！」運動など市民・事業者と連携した全市的な取組を推進していく。
- ・ 分別精度の向上に向け、正しい分別方法について、地区市民センターや子育てサロン等を訪れる市民に対して啓発を行うほか、分別がわかりにくい品目については、自治会等における分別講習会での周知を継続するなど、効果的・効率的な周知啓発を実施していく。
- ・ 分別に関する情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対して、ごみの排出実態等を調査し、その特性に応じた効果的な周知啓発を行っていく。

(2)【基本指標2】事業系ごみ排出量 (t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	45,607	45,144	44,680	44,216	43,752	43,300
実績値	46,071	44,552	44,506	*44,140			
目標値との差 (達成度)	—	▲1,055 (102.4%)	▲638 (101.4%)	▲540 (101.2%)			

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「事業系ごみ排出量」は減少傾向にあり、平成32年度の目標達成に向け順調に推移している。

〈考察〉

- ・ 戸別訪問指導や不適正排出事業所への指導強化などにより、不適正排出事業所への指導件数が減少傾向にあることから、これまでの継続的な取組の効果があらわれているものと考えられる。
- ・ これまで焼却処理されてきた市施設から排出される剪定枝を民間資源化施設に誘導したことの効果があらわれたものと考えられる。
- ・ 一方、生ごみなどの資源化については、分別や収集運搬に関するコスト面等に課題があるものと考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ 事業系ごみの排出実態を踏まえた効率的な調査・指導を適切に行っていくことにより、更なる減量化の推進と適正処理の徹底を図っていく。
- ・ 「もったいない残しま10！」運動の趣旨に賛同する飲食店等の事業者を「もったいない残しま10！運動」協力店として登録する取組を全市的に展開することで、食品ロスの発生抑制を推進していく。
- ・ 生ごみを焼却ごみとして大量に排出している事業所に対し、コストを勘案したうえで、効果的・効率的な資源化ルートを検討し、民間資源化施設に誘導を図るなど、市と事業者の連携により焼却ごみの減量化に取り組んでいく。

(3) 【基本指標3】最終処分量（埋立量）（t／年）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	19,150	21,194	21,088	20,980	19,234	17,200
実績値	20,445	20,504	21,013	*19,680			
目標値との差 (達成度)	—	+1,354 (93.4%)	▲181 (100.9%)	▲1,408 (107.2%)			

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「最終処分量」は、平成32年度の目標達成に向け、概ね計画どおり推移している。

〈考察〉

- ・ 資源物以外のごみは増加しているが、中間処理の過程で資源化される量が増加していることなどから、最終処分量が減少していると考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、安定的な最終処分の継続や最終処分場の適切な維持管理を確保していく。

(4) 【参考指標】リサイクル率※（％）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	—	19.0	20.0	21.0	22.0	22.9
実績値	18.2	17.9	17.3	*17.1			
目標値との差 (達成度)	—	—	▲1.7 (91.1%)	▲2.9 (85.5%)			

※ ごみの総排出量のうち、市施設等で資源化された量と集団回収量の割合（スーパーマーケット等における店頭回収など民間事業者による主体的な資源化などを除く）

リサイクル率 = 資源化量（直接資源化＋施設中間処理＋集団回収）÷ ごみ排出量（収集＋施設搬入＋集団回収）

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「リサイクル率」は低下傾向にあり、平成29年度における目標値の達成は困難な見込みとなっている。

〈考察〉

- ・ 紙類等の資源化量が行政回収、集団回収ともに減少傾向にあるほか、資源化可能な各種容器包装の素材の軽量化が進んでいることや、新聞や雑誌の発行部数の減少などに伴う影響が考えられる。

- ・ また、市民のリサイクル意識の向上により、スーパー店頭における資源物回収が利用されていること（家庭系）や、多量排出事業所を中心に民間資源化施設を活用した紙類などの資源化が推進されていること（事業系）などにより、行政回収以外のリサイクルの取組が進展していることが考えられる。
- ・ 焼却ごみの中に、資源化できる紙類や布類などの混入が一定量あることから、正しい分別方法に関する理解や周知が徹底されていないものと考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ ごみの排出段階における分別の徹底について、周知啓発を強化する。
- ・ 剪定枝の効果的・効率的な収集体制の構築や、使用済小型家電の不燃ごみからの選別回収の強化などにより、資源化量の着実な拡大を図る。
- ・ 焼却ごみや不燃ごみの中に含まれる資源化可能品目について、新たな資源循環の手法を検討する。

2 各施策事業の取組状況等

別紙1のとおり

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

収集運搬、中間処理及び最終処分体制については、ごみ処理基本計画に基づき、5種13分別によるステーション方式による収集や拠点回収等の体制を継続するとともに、現行の焼却施設や資源化施設、最終処分場における適正な処理・処分体制を継続する。

（1）収集運搬体制

- ・ 5種13分別の継続
- ・ 家庭系ごみについて、委託による行政収集の継続
- ・ 事業系ごみについて、排出者責任による自己搬入、又は許可業者による収集運搬
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について、戸別訪問によるごみ収集を実施
- ・ 新たな資源化の推進に向けた収集運搬体制の検討

（2）中間処理体制

- ・ クリーンパーク茂原、南清掃センターにおいて焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- ・ 「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称)新北清掃センターの整備を推進

（3）最終処分体制

- ・ エコパーク板戸において最終（埋立）処分
- ・ 「新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、(仮称)第2エコパークの整備を推進

ごみ・資源物の排出状況

区分		単位	H25	H26	H27	H28	H29	増減 (H28・H29比)
人口		人	516,057	517,696	518,597	519,631	520,197	566

区分			H25	H26	H27	H28	H29 (見込み)	増減 (H28・H29比)	
家庭系	資源物以外	焼却ごみ	t	102,362	100,213	101,409	100,523	101,163	640
		不燃・危険ごみ	t	3,337	3,106	3,165	2,956	2,926	▲ 30
		粗大ごみ	t	1,028	949	1,083	1,156	1,230	74
		小計	t	106,727	104,268	105,657	104,635	105,319	684
		一人1日当たり 【基本指標1】	g/日	567	552	556	552	555	3
	資源物	ペットボトル	t	1,846	1,807	1,822	1,803	1,819	16
		びん・缶類	t	6,767	6,616	6,579	6,415	6,199	▲ 216
		プラ・白色トレイ	t	3,617	3,475	3,470	3,374	3,299	▲ 75
		紙布類	t	12,129	11,460	10,732	10,105	9,515	▲ 590
		紙パック	t	97	67	96	85	69	▲ 16
小計		t	24,456	23,425	22,699	21,782	20,901	▲ 881	
家庭系計		t	131,183	127,692	128,356	126,417	126,220	▲ 197	

事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	45,079	44,604	43,160	43,163	42,857	▲ 306
		不燃・危険ごみ	t	144	127	107	111	134	23
		粗大ごみ	t	119	176	167	193	190	▲ 3
		小計	t	45,342	44,907	43,434	43,467	43,181	▲ 286
	資源物	ペットボトル	t	32	17	17	24	31	7
		びん・缶類	t	860	898	882	825	721	▲ 104
		プラ・白色トレイ	t	25	21	25	16	11	▲ 5
		紙布類	t	217	229	195	173	195	22
		紙パック	t	1	1	1	1	1	0
		小計	t	1,134	1,165	1,119	1,039	959	▲ 80
事業系計 【基本指標2】		t	46,476	46,072	44,553	44,506	44,140	▲ 366	

家庭系+事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	147,441	144,816	144,569	143,686	144,020	334
		不燃・危険ごみ	t	3,480	3,233	3,272	3,067	3,060	▲ 7
		粗大ごみ	t	1,147	1,125	1,250	1,349	1,420	71
		小計	t	152,069	149,175	149,091	148,102	148,500	398
		一人1日当たり	g/日	807	789	788	781	780	▲ 1
	資源物	ペットボトル	t	1,878	1,823	1,839	1,827	1,850	23
		びん・缶類	t	7,626	7,514	7,461	7,240	6,920	▲ 320
		プラ・白色トレイ	t	3,642	3,496	3,495	3,390	3,310	▲ 80
		紙布類	t	12,346	11,689	10,927	10,278	9,710	▲ 568
		紙パック	t	98	68	97	86	70	▲ 16
小計		t	25,492	24,522	23,721	22,821	21,860	▲ 961	
家庭系+事業系計		t	177,560	173,697	172,812	170,923	170,360	▲ 563	
集団回収	t	10,808	10,556	9,860	9,195	8,570	▲ 625		
廃食用油	t	(30)	(32)	(35)	(34)	35	69		
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	(1)	(1)	1	2		
使用済小型家電	t	(2)	(38)	(71)	(85)	186	271		
剪定枝	t	(72)	(87)	(96)	(160)	350	350		
総排出量 【取組指標(基本施策1-1)】		t	188,368	184,252	182,672	180,118	179,502	▲ 616	

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載

最終処分量

区分		H25	H26	H27	H28	H29 (見込み)	増減 (H28・H29比)
焼却主灰	t	7,730	8,681	10,228	10,822	10,046	▲ 776
ばいじん	t	5,040	4,748	4,732	4,482	4,401	▲ 81
選別不燃残渣	t	5,381	5,190	5,504	5,597	5,133	▲ 464
溶融スラグ	t	1,099	1,826	40	112	100	▲ 12
最終処分量計 【基本指標3】	t	19,250	20,445	20,504	21,013	19,680	▲ 1,333

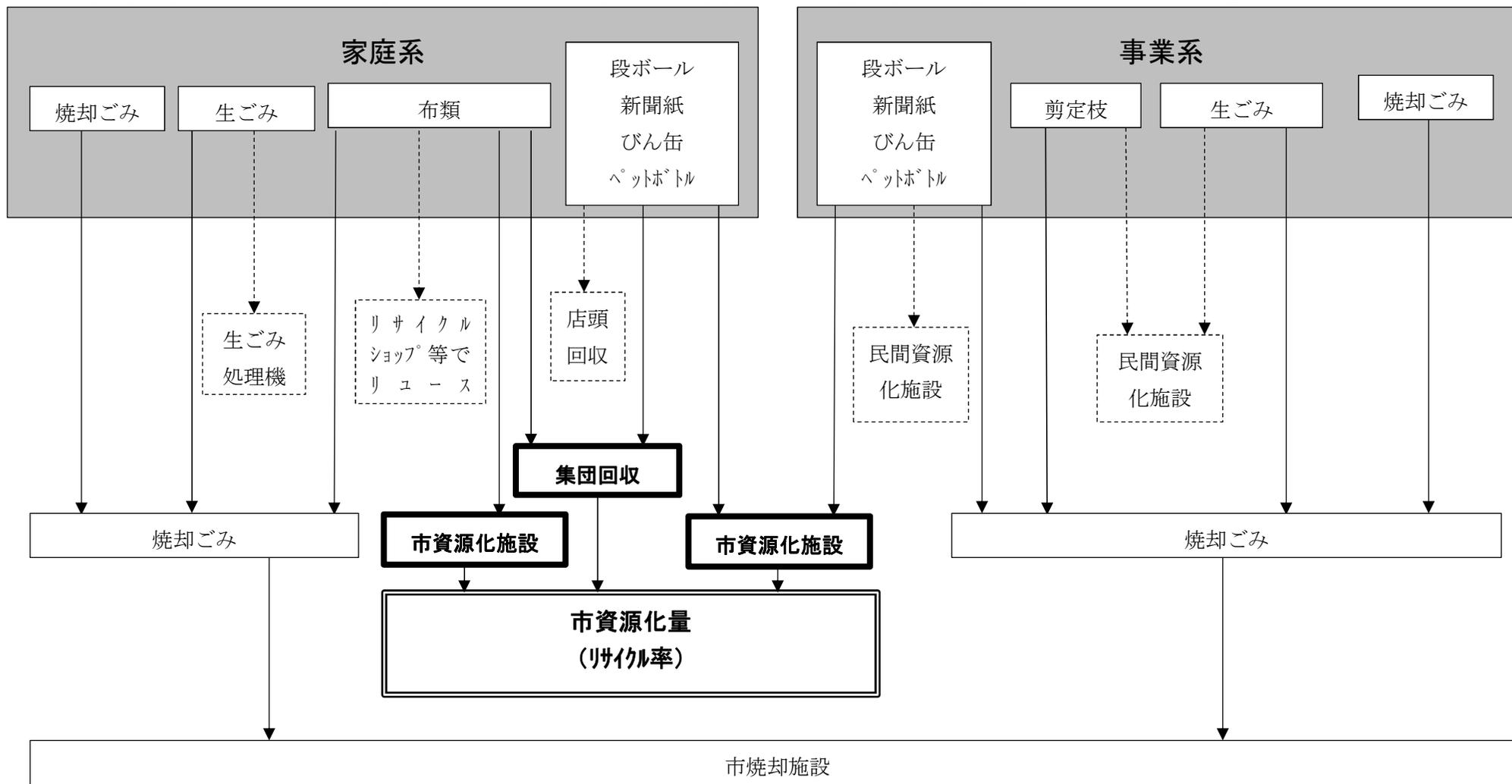
資源化量・リサイクル率

区分		H25	H26	H27	H28	H29 (見込み)	増減 (H28・H29比)
総排出量	t	188,368	184,252	182,672	180,118	179,502	▲ 616
リサイクルプラザ	t	7,022	6,632	6,525	7,084	6,850	▲ 234
ペットボトル	t	1,375	1,258	1,158	1,215	1,310	95
金属類(破碎・プレス)	t	4,006	3,717	3,684	4,050	3,890	▲ 160
ガラス類(カレット)	t	1,497	1,507	1,532	1,666	1,470	▲ 196
蛍光管・乾電池	t	144	150	151	153	180	27
エコプラセンター下荒針	t	3,132	3,011	2,951	2,849	2,927	78
プラ製容器包装	t	3,123	3,002	2,943	2,841	2,920	79
白色トレイ	t	9	9	8	8	7	▲ 1
委託処理等	t	12,311	11,766	11,075	10,364	9,730	▲ 634
紙布類	t	12,154	11,626	10,940	10,278	9,610	▲ 668
紙パック	t	157	140	135	86	120	34
焼却処理後	t	2,876	1,737	2,406	1,723	2,130	407
焼鉄	t	191	164	150	150	180	30
溶融メタル	t	279	212	162	110	140	30
エコスラグ	t	2,405	1,361	2,094	1,463	1,810	347
集団回収	t	10,808	10,556	9,860	9,195	8,570	▲ 625
廃食用油	t	(30)	(32)	(35)	(34)	35	69
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	(1)	(1)	1	2
使用済小型家電	t	(2)	(38)	(71)	(85)	186	271
剪定枝	t	(72)	(87)	(96)	(160)	350	350
合計	t	36,149	33,701	32,817	31,215	30,779	▲ 436
リサイクル率 【参考指標】	%	19.1	18.2	17.9	17.3	17.1	▲ 0.2P

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、資源化量に含めていないため、参考として記載

主なごみと資源物の流れ

市で収集・資源化しているもののほか、スーパーマーケット等における店頭回収や民間資源化施設で資源化しているものがある。



※ このほか、不燃ごみから選別処理する破碎金属や焼却後に熔融処理するエコスラグなども資源化量(リサイクル率)に算入している。

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容										
施策項目・取組指標																	
<p>【基本施策1-1】 発生抑制の促進</p> <p>【取組指標】 ごみ総排出量（t）</p> <p>※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>184,252</td> <td>182,672</td> <td>180,118</td> <td>179,502</td> <td>180,600</td> </tr> </table> <p>評価 ・目標達成に向けた減量化が図られている。 ・もったいない生ごみの減量化をはじめとする発生抑制の促進に向けた各種取組の効果があらわれていることや、スーパー店頭等における事業者による資源物の回収の取組が進んでいることが考えられる。</p>	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	184,252	182,672	180,118	179,502	180,600	(1)	生ごみの水切り励行 【継続】	◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発	・継続的な周知啓発により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発の継続
	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)												
	184,252	182,672	180,118	179,502	180,600												
	(2)	もったいないレジ袋削減推進 【継続】	◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発 ・「マイ・バッグ・キャンペーン」強化期間におけるパネル等の展示	・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行うとともに、事業者に対しても、継続的に取組促進への働きかけをしていく必要がある。	・各種イベントなどを通じたマイバック利用促進に係る周知啓発の継続										
	(3)	家庭ごみ有料化の調査・研究 【継続】	◆ごみの減量化・資源化施策の効果や公平性の確保、社会環境の変化などを踏まえた調査・研究を行う。	・中核市及び県内自治体における有料化の実施状況に関する情報収集 ・分別協力度（焼却ごみへの資源物の混入割合）などを把握するための組成分析調査の実施	・他自治体における有料化導入の背景や効果、課題等について調査を行った。 ・分別協力度等を把握し、今後のごみの減量化・資源化施策について検討を行った。	・ごみの減量化・資源化施策の効果や他の施策との関連性、社会環境の変化などを踏まえ、施策の有効性について検証を行う必要がある。	・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続										
(4)	もったいない生ごみ減量化推進 【拡充・重点】	◆「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、周知啓発の強化などにより、食べ切り・使い切りを推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、ホームページや自治会回覧などにおける食品ロス削減に係る周知啓発 ・「もったいない残しま10！」運動におけるもったいない生ごみ（食品ロス）削減に向けた各種取組の実施 ・「もったいない残しま10！」運動」協力店制度の開始	・焼却ごみに占める「もったいない生ごみ（食品ロス）」の割合が増加傾向にある中、「もったいない残しま10！」運動など、食品ロス削減に向けた取組の強化により、市民・事業者の意識醸成につながっている。	・「もったいない運動市民会議」等と連携した「もったいない残しま10！」運動の周知啓発や、「もったいない残しま10！」運動」協力店の拡大などにより、市民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減に向けた取組を推進していく必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、市HPやごみ分別アプリなどによる食品ロス削減に係る周知啓発の強化 ・「もったいない残しま10！」運動」協力店の更なる拡大による事業者と連携した食べ切り・使い切り等の推進											
(5)	簡易包装の推進 【新規】	◆過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。	・簡易包装の推進に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の推進	・エコショップ等において、簡易包装に係る声かけを行うなどにより、取組の推進が図られている。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、様々な機会を活用し、事業者に対して、取組促進への働きかけを強化していく必要がある。	・エコショップ等認定制度の推進 ・各種媒体を通じた簡易包装の推進に係る市民への周知啓発											
<p>【基本施策1-2】 再使用の推進</p> <p>【取組指標】 布類の分別協力率（％）</p> <p>※布類の総排出量に占める資源化量の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>16.7</td> <td>16.0</td> <td>20.5</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> </tr> </table> <p>評価 ・市民の分別意識の向上により、目標値は達成されているものの、家庭系焼却ごみには布類が一定量混入している。</p>	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	16.7	16.0	20.5	20.0	20.0	(6)	リユース品の利用促進 【新規・重点】	◆市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。	・ホームページ等を活用したリユースショップの紹介や利用方法等に関する周知 ・福祉施設におけるリユース品の利活用ニーズの調査 ・リユース品利活用のためのコーディネート仕組みづくりに向けた検討	・事業者等からの情報収集し、適切に市民向けに周知できた。 ・福祉施設におけるリユース品のニーズを確認し、粗大ごみや不燃ごみの再生品を利活用するための仕組みづくりについて検討を行った。	・情報提供内容や媒体の充実を図る必要がある。 ・リユース品の利活用促進に向けたコーディネート仕組みづくりについて、対象となる福祉施設や関係課との連携が必要となる。	・ホームページ等を活用したリユース促進に向けた情報提供内容の充実 ・関係課との連携による、再利用可能な不用品を有効に活用するための効果的な仕組みづくり
	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)												
	16.7	16.0	20.5	20.0	20.0												
(7)	衣類再利用の推進 【新規】	◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を検討する。	・環境学習センターにおける利活用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・焼却ごみの組成分析調査において、依然として、焼却ごみへの利用可能な衣類の混入が見受けられる。	・リユースの促進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品としての回収の仕組みづくりに向けた調査・研究											
(8)	粗大ごみの再生品販売 【継続】	◆再利用が可能な粗大ごみの再使用を推進する。	・環境学習センターにおける利活用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・取組の定着により、安定的な販売実績を確保している。	・リユースの促進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、リユース促進に向けた意識啓発 ・再生利用品目の拡大に向けたリユース関連事業と一体的な検討											

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容											
施策項目・取組指標																		
<p>【基本施策1-3】 普及啓発の実施</p> <p>【取組指標】 多量排出事業所に対する 指導割合（％）</p> <p>※多量排出事業所のうち、不適正処理に対する 再訪問指導等を行った事業所の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>評価 ・目標達成に向け、指導件数が減少傾向にある。 ・事業所への戸別訪問指導や不適正排出事業者への指導強化などの取組による効果があらわれているものと考えられる。</p>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	50	39	40	31	25	(9)	<p>もったいない運動との連携推進</p> <p>【継続】</p>	<p>◆3R活動の実践に向けた講座等を通じて、「もったいない」のこころを醸成する。</p>	<p>・もったいない運動との連携による3R活動の実践に向けた講座や各種イベントの実施</p>	<p>・講座や各種イベントやを通じた連携推進が図られている。</p>	<p>・もったいない市民会議と連携した「もったいない残しま10！」運動の更なる取組強化など、「もったいない」のこころの醸成による市民・事業者の3R活動の実践を促進していく必要がある。</p>	<p>・もったいない運動と連携した3Rに係る講座やイベントの実施</p>
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)												
		50	39	40	31	25												
		(10)	<p>環境教育支援の推進</p> <p>【継続・重点】</p>	<p>◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、環境教育の支援を推進する。</p>	<p>・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・ライフステージに応じた環境出前講座の開催</p>	<p>・小学校における補助教材の活用や出前講座の実施により、3Rに関する周知啓発の推進が図られている。</p>	<p>・環境教育の推進による、市民・事業者の更なる3R活動の実践に向け、対象者のニーズに応じて補助教材や講座の内容を適宜見直すなど、情報提供の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・ライフステージや受講者の学びたい内容に応じた環境出前講座の開催</p>										
(11)	<p>エコショップ等の普及促進</p> <p>【継続】</p>	<p>◆認定店と連携し、事業系ごみの減量化や、市民・事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。</p>	<p>・市HP等を通じた認定店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進</p>	<p>・認定店との連携により、レジ袋削減や簡易包装の促進などの取組の定着が図られている。</p>	<p>・引き続き、更なる制度の普及促進を図っていく必要がある。</p>	<p>・市HP等を通じた認定店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進</p>												
(12)	<p>事業系ごみの適正処理の徹底</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>◆事業系ごみの適正処理の徹底を図り、減量化・資源化を推進する。</p>	<p>・大規模事業所に対する減量等計画書の提出徹底及び戸別訪問指導 ・中小事業所への戸別訪問指導 ・展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会等における分別の徹底や資源化に係る周知啓発 ・栃木県との共催による産業廃棄物多量排出事業者等向けセミナーの開催</p>	<p>・戸別訪問指導や研修会などの機会を活用した分別徹底や資源化に係る周知啓発により、多量排出事業者に対する指導割合が減少するなど、事業者の適正処理に対する理解度の向上が図られている。</p>	<p>・戸別訪問指導や不適正排出事業所への指導の強化により、更なる事業系ごみの適正処理の徹底を図る必要がある。</p>	<p>・大規模事業所に対し減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導の徹底 ・中小事業所の戸別訪問指導の実施 ・展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会や産業廃棄物多量排出者等向けセミナー等による事業系ごみの適正処理に係る周知啓発</p>												

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容										
施策項目・取組指標																	
<p>【基本施策2-1】 分別の徹底</p> <p>【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>30.9</td> <td>30.9</td> <td>17.9</td> <td>24.8</td> <td>29.9</td> </tr> </table>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	30.9	30.9	17.9	24.8	29.9	(13) 分別強化推進	<p>◆資源物の焼却ごみへの混入を防ぐため、あらゆる機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける分別徹底に係る周知啓発 ・スーパー店頭等における分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知 ・ごみ分別アプリを活用した各種情報提供 ・不動産管理会社や大学等への分別に係る資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な周知啓発の実施により、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別に関する情報が十分に伝わりにくい世帯に対する周知啓発の強化など、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等における分別講習会や各種イベント、地区市民センターや子育てサロンなどにおける周知啓発の実施による、5種13分別の徹底強化 ・市の情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対して、ごみの排出実態等を調査し、その特性に応じた効果的な周知啓発を実施
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)											
		30.9	30.9	17.9	24.8	29.9											
(14) 拠点回収事業の推進	<p>◆資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収 ・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入の実施 ・回収量の拡大に向けた周知啓発 ・スーパー等の店頭における資源物回収の実施状況に関する調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の拠点回収事業については、安定的な回収量が確保できている。市民の取組の定着が見られる。 ・南清掃センターにおける剪定枝の受入を通年に拡大したことにより、資源化量の拡大につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化量拡大に向けた周知啓発を行うとともに、民間協力店等と連携するなど、多様な回収ルートを確認することで市民の利便性を高めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収 ・清掃センターにおける剪定枝の通年受入 ・回収量の拡大に向けた周知啓発 												
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値は達成されているが、家庭系焼却ごみには特に資源化できる紙類やプラスチック製容器包装が一定量混入している。 	(15) リサイクル推進員活動支援の推進	<p>◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や施設見学の実施、情報紙の発行による情報共有など、サイクル推進員の育成 ・地域まちづくり協議会の環境部会等が地区文化祭で実施するごみの減量化についての啓発活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員と連携を図ることにより、地域のごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 										
<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p> <p>【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量（t）</p> <p>※剪定枝や廃食用油の資源化量</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>113</td> <td>123</td> <td>176</td> <td>385</td> <td>1,500</td> </tr> </table>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	113	123	176	385	1,500	(16) 家庭系生ごみの資源化推進	<p>◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化・資源化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機設置費補助の実施 ・減量化を目的とした消滅式や炭化式の機種を補助対象とするなど、家庭用生ごみ処理機設置に対する補助制度の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機補助制度の利用者が減少傾向にあったことから、補助制度の一部見直しやその周知を行った結果、制度利用者が増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、家庭における生ごみの減量化・資源化の取組を促進するため、補助制度の周知を強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機設置費補助の活用促進 ・ダンボールコンポストなど手軽に取り組める堆肥化の普及に向けた周知啓発
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)											
		113	123	176	385	1,500											
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け、着実な資源化量の拡大を図っている。 ・剪定枝資源化の拡大や、廃食用油資源化の定着による効果があらわれている。 	(17) 廃食用油の資源化推進	<p>◆廃食用油を拠点回収し、BDFの製造や資源化事業者への売払いによる資源化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー（26か所）や市有施設（19か所）における廃食用油の拠点回収及び事業の周知活動 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による効率的な回収・売払の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事業の周知啓発や回収状況に合わせた回収体制の見直しなどにより、更なる回収量増加や、市民の利便性の向上を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収 ・更なる回収量増加に向けた事業の周知啓発 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による、効率的な回収・売払の実施 										

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策 施策項目・取組指標		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進		(18) 剪定枝の資源化推進 【拡充・重点】	◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。	・南清掃センターに持ち込まれた剪定枝を通年でチップ化し、たい肥原料として循環利用 ・事業者との連携による資源化量の拡大に向けた事業手法についての検討	・南清掃センターにおける剪定枝の受入を通年に拡大したほか、事業者との連携により、事業手法や役割分担について検討を行うなど、資源化拡大に向けた取組を進めることができた。	・ステーション方式による収集を見据えた剪定枝の収集・受入体制の構築などにより、資源化量の着実な拡大を図っていく必要がある。	・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入による資源化の実施 ・剪定枝のステーション方式による収集のモデル事業の実施 ・事業者との連携による効果的・効率的な資源化の推進
		(19) 使用済小型家電の資源化推進 【継続】	◆レアメタルなどの有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。	・市有施設（20か所）における使用済小型家電の拠点回収 ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加 ・民間資源化事業者等との連携による効率的な回収体制の構築 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の拡大	・拠点回収の定着化が図られ、着実に回収量が増加している。	・引き続き、事業の周知啓発や民間資源化事業者等との連携の強化、清掃工場における効果的・効率的な不燃ごみからの選別回収などにより、更なる回収量の増加を図っていく必要がある。	・市有施設における使用済小型家電の拠点回収の推進 ・更なる回収量増加に向けた事業の周知啓発と民間資源化事業者等との連携の強化 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の強化
		(20) インクカートリッジの資源化推進 【継続】	◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。	・市有施設（25か所）におけるインクカートリッジの拠点回収の実施	・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。	・引き続き、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある。	・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収に係る周知啓発
		(21) 市有施設における資源化推進 【拡充】	◆市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から排出される剪定枝の資源化 ・中央卸売市場や小中学校から排出される生ごみの資源化に向けた検討	・清掃工場における熱回収を継続しており、安定した熱エネルギーとして有効利用が図られている。 ・市有地から排出される剪定枝を資源化に誘導し、焼却ごみの減量化とバイオマス資源の有効活用を図った。 ・中央卸売市場と小中学校の生ごみについて、民間事業者を活用した資源化を検討したが資源化されなかった。	・食品リサイクル法対象外である中央卸売市場や小中学校から排出される生ごみについて、収集回数増加による費用対効果を踏まえた検討を行っていく必要がある。 ・民間資源化事業者の動向を把握し、清掃工場における処理の過程を検証するなど新たな資源化を検討する必要がある。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・中央卸売市場や小中学校から排出される生ごみについて、民間資源化事業者の活用による費用対効果を踏まえた資源化を検討 ・ごみの収集・処理の過程を検証し、民間資源化事業者の動向を把握するなどして、新たな資源化を検討
		(22) 新たな資源循環利用の推進 【新規・重点】	◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。	・ごみの組成分析調査により、焼却ごみに含まれる資源物の割合を把握するほか、不燃ごみに含まれる資源化可能な品目の割合の調査 ・生ごみや剪定枝などの資源化に向けた先進自治体や事業者等からの情報収集 ・収集や処理の過程を検証し、資源化事業者を調査することで、これまで資源化できなかった品目について資源化を検討	・従来よりも精度の高い組成分析を実施したことで、3R施策を検討する上でのより良い基礎資料が得られた。 ・不燃ごみの組成分析調査を初めて実施し、使用済小型家電などの割合が明らかとなり、新たな資源化を検討する上での基礎資料が得られた。 ・民間の生ごみの資源化事業者について、処理余力などを把握することで、資源化を検討した。 ・不燃やびん缶などの収集から処理の過程を検証するとともに、民間事業者の動向を調査し、新たな資源化手法を検討した。	・費用対効果や分別に係る市民・事業者の負担などを考慮し、調査・研究を行っていく必要がある。 ・新たな施設の活用や将来の更新計画を見据えた検討を行う必要がある。	・焼却ごみや不燃ごみの中に含まれる資源化可能品目について、新たな資源循環の手法を検討 ・ごみの収集・処理の過程を検証し、民間資源化事業者の動向を把握するなどして、新たな資源化を検討

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容										
施策項目・取組指標																	
<p>【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進</p> <p>【取組指標】 多量排出事業所における 新たな資源化量（t）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> </tr> </table> <p>評価 ・事業系ごみの資源化については、コスト面等に課題があるものと考えられる。</p>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	—	0	0	0	500	(23)	資源物集団回収の推進 【継続】	◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。 ・実施団体に対する報償金の交付 ・自治会等における分別講習会やリサイクル推進員向け情報紙などの機会を通じた制度の周知啓発や地域での取組事例の紹介	・実施団体による実施回数は増加傾向にあるものの、新聞や雑誌等の発行部数の減少、スーパーマーケット等小売店の店頭において独自に資源物を回収しているなどの影響により、回収量は減少傾向にある。	・資源物のスーパーマーケット等における店頭回収の現状の把握や他自治体の取組等を参考にしながら、効果的・効率的な資源物集団回収の仕組みについて検討が必要となっている。	・実施団体に対する報償金の交付や、活動の活性化に向けた事業の周知啓発
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)											
		—	0	0	0	500											
(24)	事業系ごみの資源化の推進 【継続】	◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。 ・大規模事業所への個別訪問指導や安価な民間資源化事業者の活用を提示することで、生ごみを資源化するよう誘導 ・生ごみを一定量継続して排出しているが、食品リサイクル法の対象にならない事業者の排出・処理実態を把握し、資源化手法を検討	・中央卸売市場や学校給食の生ごみについて、民間資源化事業者を活用して資源化するよう誘導を図った。 ・アンケートにより食品リサイクル法対象外の事業者の排出・処理実態を把握した。	・焼却ごみから分別することによる作業負担や回収回数が増加することによるコストの増加を勘案した検討を行う必要がある。	・大規模事業所への個別訪問指導等を通じた生ごみ資源化への誘導 ・生ごみを大量に排出する事業所に対し、コストを勘案したうえで、効果的・効率的な資源化ルートを検討し、民間資源化施設に誘導を図るなど、市と事業者の連携により焼却ごみの減量化を推進												
<p>【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進</p> <p>【取組指標】 苦情等対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>756</td> <td>827</td> <td>603</td> <td>677</td> <td>680</td> </tr> </table> <p>評価 ・基準値と比較して改善の傾向にあり、継続的な適正排出指導や効果的・効率的な収集運搬体制の維持に向けた取組の効果があらわれているものと考えられる。</p>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	756	827	603	677	680	(25)	ごみステーションの維持管理への支援 【継続】	◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。 ・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導 ・排出ルールが守られていないごみステーションについて、収集業者からの情報入手に努め、併せて市民等からの情報もGIS（地理情報システム）と一体管理することにより、適正かつ迅速な改善指導を実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理	・苦情等対応件数が前年度より増加しているが、当初の取組指標よりは減少しており、市民サービスの維持・向上に向けた各取組による効果が見られている。	・自治会未組織の地域に関するごみステーション申請等について、自治会連合会と連携を図りながら混乱を招かぬよう適正な対応を行うとともに、ごみステーションの維持管理を図る必要がある。 ・平成32年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向け、収集する分別品目や収集頻度など、全体的な収集運搬体制について検討する必要がある。	・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGISを活用した実施 ・GIS（地理情報システム）を利用したごみステーション情報の管理
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)													
756	827	603	677	680													
(26)	適正な収集運搬体制の維持 【継続】	◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。 ・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続	・増加傾向にある「ふれあい収集」への適切な対応など、効率的な収集体制の確保が図られている。	・委託業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 ・平成32年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向け、収集する分別品目や収集頻度など、全体的な収集運搬体制の検討													
(27)	効果的・効率的な収集運搬体制の構築 【新規・重点】	◆効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討していく。 ・ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集である「ふれあい収集事業」の実施継続	・超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応したごみの収集運搬のあり方について検討する必要がある。	・「ふれあい収集事業」の適切な実施の継続 ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討													

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	平成29年度の取組状況	評価	課題	平成30年度実施計画の取組内容										
施策項目・取組指標																	
<p>【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進</p> <p>【取組指標】 中間処理施設・最終処分場の整備</p> <p>中間処理施設 平成32年度供用開始予定 最終処分場 平成31年度供用開始予定</p> <p>評価 ・目標達成に向け、中間処理施設、最終処分場ともに、計画的な整備を推進している。</p>	(28)	中間処理施設の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めていく。	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づく中間処理施設の整備 (仮称)新北清掃センター建設工事(設計・施工一括) (H28～H31)	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、施設整備を推進していく必要がある。	・計画的な中間処理施設の整備推進 (仮称)新北清掃センター建設工事(設計・施工一括) (H28～H31)										
	(29)	中間処理施設の維持管理 【継続】	◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適正な維持管理により、安定した中間処理を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)										
	(30)	最終処分場の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めていく。	・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づく最終処分場の整備 環境保全措置実施・環境モニタリング調査(H28～H32) 取付道路建設工事(H28～H29) (仮称)第2エコパーク建設工事(設計・施工一括) (H29～H31)	・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、最終処分場の整備を推進していく必要がある。	・計画的な最終処分場の整備推進 (仮称)第2エコパーク建設工事(設計・施工一括) (H29～H31)										
	(31)	最終処分場の維持管理 【継続】	◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (エコパーク板戸に係る土堰堤の整備、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適正な維持管理により、安定した最終処分を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 (エコパーク板戸に係る運転業務委託、環境影響調査業務委託など)										
<p>【基本施策3-3】 適正処理の推進</p> <p>【取組指標】 不法投棄発生件数(件)</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>420</td> <td>366</td> <td>323</td> <td>318</td> <td>250</td> </tr> </table> <p>評価 ・目標達成に向け、発生件数が減少している。 ・適正処理の啓発や、監視パトロールなどの継続的な取組の効果があらわれているものと考えられる。</p>	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	420	366	323	318	250	(32)	きれいなまちづくりの推進 【継続】	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、情報技術媒体(アプリ)等を活用した条例の周知啓発 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導	・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく継続的な取組により、市民の意識向上につながっている。	・市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進していく必要がある。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、情報技術媒体(アプリ)等を活用した条例の周知啓発 ・美化推進重点地区における民間企業(飲食物自動販売機設置業者)との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発 ・飲食物自動販売機回収容器設置の実態調査 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導
	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)												
	420	366	323	318	250												
(33)	不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 【継続】	◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールの実施および監視カメラの設置 ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援	・「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づく総合的な取組により、不法投棄発生件数の減少につながっている。	・不法投棄が依然として発生していることから、適正処理意識の醸成や監視パトロールの実施、地域住民による清掃活動への支援等を切れ目なく継続し、不法投棄の未然防止及び早期発見、拡大防止を図っていく必要がある。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールの実施及び監視カメラの設置 ・地域住民による監視活動、清掃活動への支援											
(34)	災害廃棄物への対応 【新規・重点】	◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。	・平成29年3月に策定した「宇都宮市災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、図上訓練を実施	・図上訓練を実施したことにより、職員がマニュアルについて習熟するとともに、実際に災害が発生した際の対応について確認することができた。	・災害発生時に速やかに対応できるよう、実効性の確保に向けた検証を行うことにより、適宜修正等を行う必要がある。 ・国や県等、関係機関との連携について、災害に関する情報収集・事例等の情報共有及び災害発生時の迅速な対応に係る体制を強化する必要がある。	・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証 ・検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備											

生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

◎ 趣旨

生活排水処理基本計画（平成28～42年度）の短期目標（平成32年度）達成に向けた取組状況及び平成30年度生活排水処理実施計画における取組内容について協議するもの

1 基本指標に対する取組状況

(1) 【基本指標1】生活排水処理人口普及率^{※1} (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8
実績値	96.9	96.9	97.7	*98.1			

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「生活排水処理人口普及率」は、生活排水処理施設の整備状況を示す値であるが、着実に整備が進んでいるため、平成29年度の目標値を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- ・ 引き続き、計画的に生活排水処理施設の整備推進を図っていく。

(2) 【基本指標2】生活排水処理率^{※2} (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 (短期目標)
目標値	—	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3
実績値	94.2	94.3	94.7	*95.0			

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 平成29年度の実績値は、4月から12月までの実績に基づく3月までの推計値

「生活排水処理率」は、生活排水処理施設の接続状況を示す値であるが、着実に接続が進んでいるため、平成29年度の目標値を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- ・ 引き続き、生活排水処理施設への接続促進に係る取組を実施していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙2のとおり

3 収集運搬，中間処理，最終処分体制

生活排水処理基本計画に基づき，し尿・浄化槽汚泥等を水再生センターにおいて一体処理するため，平成29年度から，受入施設の実施設計に着手したところであり，一体処理を開始するまでの間については，引き続き，適正かつ安定的な処理を実施していく。

(1) 収集運搬体制

- ・ 浄化槽汚泥は，引き続き，許可業者による収集運搬を実施する。
- ・ し尿は，公共下水道等の進捗によるし尿収集運搬量の減少を考慮し，平成30年度から，全市域において，業務委託による安定したし尿収集運搬を実施する。

(2) 中間処理体制

- ・ し尿・浄化槽汚泥等は，一体処理を開始するまで，東横田清掃工場において，水処理や焼却処理などを継続する。
- ・ 平成31年度末に予定している一体処理の開始に向け，川田水再生センターにおける下水処理過程から発生した汚泥との一体処理を推進する。

(3) 最終処分体制

- ・ 東横田清掃工場から発生する汚泥等は，一体処理を開始するまで，引き続き，焼却処理後に最終処分場において埋立処分を行う。
- ・ 一体処理の開始後は，前処理したし尿等については，川田水再生センターにおいて適正に処理した後，資源化することとし，除去した残渣については，焼却処理するなどし，最終処分場において埋立処分を行う。

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成29年度		取組の状況・評価	課題	平成30年度実施計画												
施策項目・取組指標			取組方針	取組内容			取組方針	取組内容											
<p>【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進</p> <p>【取組指標】 生活排水処理人口普及率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>96.9</td> <td>96.9</td> <td>97.7</td> <td>98.1</td> <td>98.8</td> </tr> </table> <p>評価 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進を着実に進めた結果、平成29年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	96.9	96.9	97.7	98.1	98.8	(1)	<p>公共下水道の整備推進</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>◆公共下水道事業計画区域における管きよの整備について、平成37年度の整備完了を目指すため、土地区画整理事業や他事業等と連携を強化し、効率的に事業を推進する。</p>	<p>・計画的な未整備地区の整備推進 ・整備における土地区画整理事業や道路事業との情報共有による連携の強化</p>	<p>・区画整理事業地区や上河内地区、河内地区の整備などを実施し、計画的に整備を進めている。</p>	<p>・区画整理事業など、他事業と併せて整備を進める必要があることから、引き続き関係部署との情報共有に努め、効率的な整備に取り組む必要がある。</p>	<p>◆公共下水道事業計画区域における平成37年度の管きよ整備率100パーセントを目指す取組を推進する。</p>	<p>・区画整理事業地区や上河内地区・河内地区の整備を計画的に実施 ・土地区画整理事業や道路事業との情報共有に努め、効率的に整備を実施</p>
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)													
		96.9	96.9	97.7	98.1	98.8													
(2)	<p>合併処理浄化槽の整備推進</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を推進するため、補助制度を継続するとともに、「単独処理浄化槽からの転換」や、「汲み取りからの設置替え」の促進を図る。</p>	<p>・新補助制度を活用してもらえるよう、様々な媒体を通して制度の周知 ・合併処理浄化槽の整備推進による生活排水の適正処理の重要性を啓発</p>	<p>・新補助制度について、市・上下水道局・農業委員会の各広報紙への掲載やリーフレットの配付など、様々な媒体を通して周知を行った。 ・生活排水の適正処理について、上下水道局の広報紙に特集を掲載し、重要性について啓発した。 ・浄化槽で整備する区域における合併処理浄化槽の設置基数が増加しており、順調に整備が進んでいる。</p>	<p>・生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や新補助制度の周知に、継続して取り組む必要がある。</p>	<p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するための取組を推進する。</p>	<p>・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施</p>												
(3)	<p>合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図り、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促すための啓発活動を強化する。</p>	<p>・合併処理浄化槽未設置世帯への案内文書の送付や戸別訪問などによる啓発の強化 ・浄化槽法定検査の指定検査機関との連携による転換促進策の実施</p>	<p>・合併処理浄化槽の未設置世帯を対象としたリーフレットを作成し、職員の戸別訪問による配付や説明を実施するなど、新補助制度を効果的に周知した。 ・転換基数については、昨年度までの下落傾向に歯止めがかかり、昨年度実績を上回った。</p>	<p>・単独処理浄化槽や汲み取りトイレを使用している世帯を抽出し、計画的に戸別訪問を行って新補助制度を周知するなど、効果的な啓発に取り組む必要がある。</p>	<p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促す啓発活動に取り組む。</p>	<p>・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施</p>												
<p>【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進</p> <p>【取組指標】 生活排水処理率 (%)</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (見込)</td> <td>H32 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>94.2</td> <td>94.3</td> <td>94.7</td> <td>95.0</td> <td>95.3</td> </tr> </table> <p>評価 未接続世帯の戸別訪問などにより着実に接続指導を実施した結果、平成29年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	(4)	<p>公共下水道への接続促進</p> <p>【継続】</p>	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、公共下水道への接続を促進する。</p>	<p>・新たな管きよ整備工事に伴う、接続対象者への接続義務に関する説明の強化 ・未接続世帯への積極的な戸別訪問による接続促進の強化</p>	<p>・未接続世帯への戸別訪問による周知啓発や接続指導を実施した。 ・上下水道基本計画改定計画の個別計画である第4次上下水道加入促進計画の平成29年度年間目標（下水道接続410戸）を達成する見込みである。 （平成29年度下水道接続254戸：平成29年11月末現在）</p>	<p>・戸別訪問による接続指導において、接続する必要性を理解している場合でも、既存の浄化槽を継続して使用したいなどの意向があり、早期接続をいかに進めるかが課題である。</p>	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する公共下水道への接続促進に取り組む。</p>	<p>・訪問結果に基づき、訪問対象や訪問時間を設定し、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問の実施 ・集中的に訪問活動を行う強化月間の設定を継続して実施 ・新規整備地区における工事前説明の徹底など、新たな未接続者を発生させない取組の強化 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知</p>
		H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)													
		94.2	94.3	94.7	95.0	95.3													
(5)	<p>農業集落排水処理施設への接続促進</p> <p>【継続】</p>	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯への周知啓発や戸別訪問により、農業集落排水処理施設への接続を促進する。</p>	<p>・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問による啓発の強化 ・接続促進に向けた、効果的な啓発手法の検討と実施</p>	<p>・農業委員会広報紙や農業集落排水処理区内の主要施設における啓発用のぼり旗を活用した継続的な啓発を実施した。 ・戸別訪問を計画的に実施できるよう、受益者名簿を整理し、戸別訪問を実施した。</p>	<p>・施設整備当初からの受益者のうち、長期間接続しない世帯が残っている状況にあるため、戸別訪問などにより、計画的かつ継続的に接続指導を行っていく必要がある。</p>	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する農業集落排水処理施設への接続促進に取り組む。</p>	<p>・未接続世帯を対象として、啓発文書を送付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知</p>												

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	平成29年度		取組の状況・評価	課題	平成30年度実施計画																						
施策項目・取組指標			取組方針	取組内容			取組方針	取組内容																					
<p>【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理</p> <p>【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率(%)</p>		(6)	施設の統廃合等の検討	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討する。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p>	<p>・グリーンタウン地域下水処理施設の公共下水道への接続を実施</p> <p>・農業集落排水処理施設の機能保全計画を基に、地域下水処理施設や工業団地排水処理施設も含め、生活排水処理施設の効率的な維持管理を検討</p>	<p>・グリーンタウン地域下水処理施設の公共下水道への接続を予定しており、平成29年11月に実施した。</p> <p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」を平成32年度に策定できるよう、基礎調査として工業団地排水処理施設の機能診断調査を実施した。</p>	<p>・施設の統廃合の考え方を整理する際に、経済性や老朽度を比較検討しやすいよう、機能診断調査の実施に当たっては、施設の特性を踏まえた要件を設定する必要がある。</p>	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討するとともに、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p>	<p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」の基礎資料となる施設規模や処理方式を踏まえた地域下水処理施設の機能診断調査の実施</p> <p>・工業団地排水処理施設の機能保全計画の作成</p> <p>・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</p>																				
<table border="1"> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (見込)</th> <th>H32 (目標値)</th> </tr> <tr> <td>47.7</td> <td>60.2</td> <td>62.7</td> <td>64.0</td> <td>67.7</td> </tr> </table>	H26 (基準値)			H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	47.7	60.2	62.7	64.0	67.7	<table border="1"> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (見込)</th> <th>H32 (目標値)</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>平成30年度 市全域 業務委託</td> </tr> </table>	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	—	—	—	—	平成30年度 市全域 業務委託	(7)	合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実	<p>◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう、関係機関と連携した啓発を行う。</p>	<p>・浄化槽法第11条に規定する水質検査の未受検者に対する受検案内文書の送付</p> <p>・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した検査未受検者への新たな対応策の検討と実施</p>	<p>・浄化槽法第11条の規定に基づく水質検査の未受検者の抽出を浄化槽法定検査の指定検査機関と連携して行い、受検促進通知を送付した結果、受検率は昨年度を上回る見込みとなった。</p>	<p>・過去の法定検査の受検状況や、公共下水道へ接続したことによる浄化槽の廃止状況などを的確に把握し、効果的かつ効率的な受検促進を行う必要がある。</p>
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)																									
47.7	60.2	62.7	64.0	67.7																									
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)																									
—	—	—	—	平成30年度 市全域 業務委託																									
<p>【基本施策2-1】 持続的に安定した収集運搬の実施</p> <p>【取組指標】 し尿収集運搬体制の調整</p>		(8)	し尿収集運搬体制の統一	<p>◆し尿及び浄化槽汚泥等の効果的で効率的な収集運搬を実施する。</p>	<p>・平成30年度のし尿収集運搬の全市業務委託化に向けた委託地区の地区割等の検討</p> <p>・安定したし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬を継続</p>	<p>・し尿収集運搬を平成30年度に全市業務委託化する庁内合意を形成した。</p> <p>・上河内・河内地区におけるし尿収集について、許可制から業務委託へ円滑に移行する調整を実施した。</p> <p>・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正なし尿収集運搬を継続して実施した。</p> <p>※ 浄化槽汚泥等については、引き続き許可制での収集運搬を継続する。</p>	<p>・業務委託とする上河内・河内区域におけるし尿収集運搬を円滑に実施する必要がある。</p> <p>・将来におけるし尿収集量の減少を踏まえた効果的で効率的な収集運搬体制の構築を検討する必要がある。</p>	<p>◆し尿の効果的で効率的な収集運搬を実施する。</p>	<p>・全市域において安定なし尿収集運搬を行えるよう、業務委託を実施</p>																				
<table border="1"> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (見込)</th> <th>H32 (目標値)</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>平成30年度 市全域 業務委託</td> </tr> </table>	H26 (基準値)			H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	—	—	—	—	平成30年度 市全域 業務委託	<p>評価 全市域業務委託に向けた必要な調整を順調に進めている。</p>	(9)	水再生センターにおける一体処理の推進	<p>◆水再生センターにおいて一体的に処理するため、供用開始までに必要な課題を協議するとともに、施設の実施設計を行う。</p>	<p>・管理運営体制などについて、関係課と協議</p> <p>・一体処理に必要な施設の実施設計</p>	<p>・川田水再生センターにおける生活排水汚泥一体処理事業に係る運営管理体制を構築するため、し尿及び浄化槽汚泥を下水道事業で処理するための法的な管理区分を踏まえた費用の考え方や、平成31年度末から供用開始となる生活排水汚泥等受入施設における、包括的維持管理業務の考え方を踏まえた運営管理手法について明確化した。</p> <p>・生活排水汚泥等受入施設の実施設計を行った。</p>	<p>・今後とも、一体処理の実施について地域住民の理解を得られるよう、進捗状況に応じた分かりやすい情報提供をする必要がある。</p> <p>・川田水再生センターにおいて一体処理を開始するまでの間、老朽化した既存施設(東横田清掃工場)を適正に維持管理する必要がある。</p>	<p>◆水再生センターにおいて、生活排水汚泥等を一体的に処理できるように、施設の整備に取り組む。</p>	<p>・川田水再生センターにおいて、一体処理に必要な受入施設の建設工事に着手予定</p> <p>・施設の建設工事の進捗状況や運営管理体制などについて、適宜、地域住民へ情報を提供</p>								
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)																									
—	—	—	—	平成30年度 市全域 業務委託																									
<p>【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続</p> <p>【取組指標】 一体処理の推進(施設数)</p>		(10)	安定した最終処分の実施	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸において、適正に埋立処分した。</p>	<p>・今後も、安定した最終処分を適正に実施する必要がある。</p>	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分</p>																				
<table border="1"> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (見込)</th> <th>H32 (目標値)</th> </tr> <tr> <td>124.5</td> <td>173.6</td> <td>177.2</td> <td>171.4</td> <td>72.2</td> </tr> </table>	H26 (基準値)			H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)	124.5	173.6	177.2	171.4	72.2	<p>評価 一体処理により、平成32年度には、減少する見込みであり、処分を適正に実施できている。</p>	(10)	安定した最終処分の実施	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸において、適正に埋立処分した。</p>	<p>・今後も、安定した最終処分を適正に実施する必要がある。</p>	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等については、安定した最終処分を適正に実施する。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分</p>								
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込)	H32 (目標値)																									
124.5	173.6	177.2	171.4	72.2																									